

はじめに

2006年の日本全体にとって最も大きな課題の一つは憲法改定であり、教育界にとっては教育基本法改定でしょう。憲法改正はここ数年、現実味をおびた議題として政治日程に上っています。教育基本法は、早ければ本書が発行される6月にも改定案が成立しようとしています。まさに今、日本は節目の時期を迎えようとしています。

憲法ならびに教育基本法は、戦後の日本の民主主義、平和主義、基本的人権の尊重のあり方を方向付けてきました。ですから、この両法の改正は、日本社会の今後の進路そのものを方向転換することに他なりません。

憲法の改定は第一に、日本国民の幸福のみならず、日本に住むすべての人の幸福に直接関係します。憲法は基本的人権や生存権を保障していますが、自民党の改定案によれば、権利に対して義務がより強調され、個人の人権に対して公益や公の秩序がより強調される(12条、13条)など、抑圧された人々や弱い立場の人々の幸福が、さらに危機的な状態に陥らないか、懸念されています。また、憲法(特に戦争と戦力の放棄を定めた9条)の改正は、世界、特にアジア周辺諸地域に大きな影響を与えます。自民党案では、戦力の不保持が削られ、安全保障が強調されて、自衛軍の保持が明記されているからです。

他方、教育基本法の改定も将来の日本のあり方に大きな影響を及ぼすでしょう。与党案には、第一に、「道徳心」、「公共の精神」、「伝統文化」、所謂「愛国心」など、特定の伝統的価値観が多く盛り込まれています。第二に、学校教育や社会教育の公共性を薄め、予算削減や民間企業の参入を招きかねない改正点が見られます。第三に、教育の独立性と批判的精神の育成を押さえ込むのではないかと危惧される改定点が見られます。

以下の文章は、みなさんの考察と識別の材料、議論のたたき台として、編集しました。ただし、読んでいただければわかりますが、今回の改定に関して、私たちが問題点と思われる事柄を中心に記しています。改定推進の立場の方々の考えは、改定案そのものに表れているし、マスコミ等いろいろなところで既に聞かれていると思います。それらのマスコミ報道とこの文章に記載されている、私たちの考える問題点の両方を材料にして、考えていただければと思います。

2006年6月